

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係

復帰対策（対内）（関係省庁会議）(1)―対策室設置 、対策基本方針、対策要綱案―

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43747

沖繩事務所

5部 納入
特種高額入戸

復帰準備の手順

日本政府沖縄事務所

44.1.1.4 (案)

復帰準備の大綱については、さきに昭和44年6月4日紹沖第1767号をもつて当事務所の意見を具申したところであるが、対米交渉の要否を中心として復帰準備の手順を分類すれば以下のとおりである。

I 対米交渉を必要とするもの

1 施政権返還の期日を決定すること

2 地位協定の適用のため必要な措置を決定すること

▼▼ (1) 施設区域の確定と権利関係の確認

(参考) 検討すべき布告布令等

(A) 財産の管理 (米国海軍軍政府布告第7号)

琉球財産ノ管理 (米国軍政府指令第19号
1948.4.7.)

(B) 軍用地域内に於ける不動産の使用に対する補償

(米国民政府布告第26号 1953.1.25.)

(C) 1950年7月1日から1952年4月22日
に至るまで米軍政府によつて使用された琉球人私

有地の賃貸契約及び借地料支払いの履行権限 (米国民政

府布令第105号 1953.3.23.)

(D) 土地取用の補償令支払手続 (米国民政府布令第110号
1953.4.10.)

(E) 軍用地内における不動産の使用に対する補償 (米国民政府布令第120号 1953.12.9.)

(F) 市町村非細分土地の登記について (米国民政府布令第146号 1955.6.9.)

(G) 米合衆国土地取用令 (米国民政府布令第164号
1957.2.23.)

(H) 土地の調査又は測量のための立入権限 (米国民政府布令第171号 1957.6.25.)

(I) 暫定借地権の取得 (高等弁務官布令第18号
1959.1.13.)

(J) 貸借権の取得について (高等弁務官布令第20号
1959.2.12.)

(K) 琉球列島米国土地裁判所の設置について
(高等弁務官布令第19号 1959.1.21.)

琉球列島米国土地裁判所 (米国民政府一般命令第4号
1959.1.21.)

(1)

日本
政府

(2)

琉球列島米国土地裁判所(布令1959.2.10)

(別紙) 琉球列島米国土地裁判所訴訟手続規則

(1) 米国が権利を保有又は取得する土地に関する登記について

(民政府指令第3号 1959.7.14)

(M) 日本国国有森林地の管理について

(高等弁務官指令第8号 1962.4.12)

(2) 間接雇用制への移行のための準備

(参考) 檢討すべき布告布令等

(A) 琉球人被用者に対する労働基準及び労働関係令

米国民政府布令第116号 1953.8.18)

▼(3) 水道及び電力の民移管に伴う措置

(参考) 檢討すべき布告布令等

(A) 琉球水道公社の設立(高等弁務官布令第8号

1958.9.4)

(B) 琉球電力公社の設立(米国民政府布令第129号

1954.2.26)

(4) 裁判権の移管等

(参考) 檢討すべき布告布令等

現行布令布告等

(A) 琉球列島の管理に関する行政

命令(行政命令第10713号
1957.6.5.)

第1節 第2節

第10節

米国民政府上訴審裁判所(米

国民政府布告第6号 1958.
5.20)

米国民政府上訴審裁判所(高
等弁務官布令第6号 1958.

5.21)

米国民政府刑事裁判所(米国
民政府布告第8号 1958.
7.21)

米国民政府民事裁判所(米国
民政府布告第9号 1958.
7.21)

琉球裁判所制度の民事裁判権
(米国民政府布令第58号
1952.1.3改正第2号を含む)

地位協定

第3条

第17条(第10項を除く)

第18条第9項、第10項

第14条第8項

(3)

日 本

政 府

(4)

琉球列島の管理に関する行政命令（行政命令第10713号 1957. 6. 5） 第11節	(関連する条項)なし	(a) 通信事業 (米国民政府布令第128号 1954. 2. 19) 第1条	第6条、第8条、第21条
(b) 刑法並びに訴訟手続法典 (米国民政府布令第144号 1955. 3. 16) 第1部、第2部、第2章、第6章	第17条	(b) 個人所有に係る自動車の公道通行税支払 (米国民政府布令第126号 1954. 2. 15)	第10条、第13条第3項 第14条第6項
(c) 琉球列島出入管理令 (米国民政府布令第125号 1954. 2. 11) 第4章 第10条	第5条、9条、第14条3項(a)(b)	(I) 琉球所得税 (米国民政府布令第114号 1953. 7. 21) 第1条、第2条a項 c項 第3条	第13条、第14条6項、7項
(d) 琉球列島における航空輸送規則（特許総理布令第26号 1967. 2. 13） 第6節	関連する条項なし	(J) 琉球民警察官の逮捕権 (米民政府布令第87号 1952. 2. 23)	第17条第5(a)(b)第6(a)、10項
(e) 琉球列島における航空輸送 (高等弁務官布令第62号 1967. 3. 22) 第2章第1節	第5条第1, 2項 第6条	(K) 琉球人の講和前補償請求の支払いについて (高等弁務官布令第60号 1967. 1. 10)	第18条第5, 6, 7, 8項
(f) 琉球列島商船出入管理令 (米民政府布令第131号 1954. 3. 11) 第1節	第5条	(L) 琉球列島における外国貿易 (高等弁務官布令第12号 1958. 9. 12)	第19条、第14条第3項(e)
		(M) 通貨 (高等弁務官布令第14号 1958. 9. 15)	第20条、第14条第3項(f)

3 適当な民立法の制定に応じ施政権返還前に布告布令等を廃止すること

(1) (金融関係)

琉球銀行の設立(米国民政府布令第1号 1948.5.4)

銀行(高等弁務官布令第10号 1958.9.12)

琉球開発金融公社の設立(高等弁務官布令第25号 1959.9.30)

金融機関の会計検査施行の責任(米国民政府布令第87号 1952.8.27)

銀行、銀行業務及び信用供与(高等弁務官布令第37号 1961.1.30)

(2) 土地所有権(米国民政府布告第8号 1951.6.13)

「土地所有権」を改正する布告(米国民政府布告第16号 1952.4.7)

西大東島の土地所有権について(米国民政府布告第22号 1964.7.30)

所有者不明の土地の登記(米国民政府布令第141号 1954.11.9)

干潟の管理について(高等弁務官布令第34号 1960.9.12)

土地の埋立(米国民政府布令第106号 1963.3.30)
採掘権及び試掘権の管理(高等弁務官布令第33号 1960.6.24)

(3) (戸籍、登記関係)

水住許可について(米国民政府指令第5号 1954.6.21)

琉球列島への転籍(米国民政府指令第6号 1954.7.23)

戸籍に関する交渉(米国民政府指令第6号 1955.7.6)

(4) (経済労働関係)

琉球列島における外国人の投資(高等弁務官布令第11号 1958.9.12)

合同石油審議会(高等弁務官布令第31号 1960.5.23)

未梢石油製品(高等弁務官布令第35号 1960.12.16)

電気事業法の改正(高等弁務官布令第46号 1962.9.1)

労務賃金支払委託金に関する布令(米国民政府布令第103号 1958.3.11)

労働者災害補償(高等弁務官布令第42号 1961.12.6)

(5) (その他)

琉球船舶規則(高等弁務官布令第57号 1965.3.4)

基金募集の宝くじについて(高等弁務官布令第58号 1965.3.26)

歯科衛生士法(民政府令第32号 1951.1.19)

麻薬類の取締り(高等弁務官布令第59号 1965.9.22)

公道附近の建設工事(米国民政府布令第117号 1953.8.25)

禁止される又は許可を必要とする示威行進及び集団行列並びに罰則(米国民政府布令第532号 1954.4.27)

琉球大学財團(米国民政府布令第50号 1951.9.12)

英語センターの設立(米国民政府布告第19号) 1963.

8. 6)

(6) 2に掲げる布告布令で基地の機能維持に關係のない条項

▼ 4 米国資産の引継ぎについて決定すること

▼ 5 国有財産の引継ぎについて決定すること

(参考) 檢討すべき事項

(1) 米国の管理する旧国有財産を夫々日本政府及び沖繩県が引継ぐ

(2) 米国の管理権の行使として行なわれた譲渡、質貸、その他の処分の効力

(3) 管理の費用の負担及び果実の帰属

(4) 基地に使用している旧国県有財産に関する措置

▼ 6 通貨切替に伴う措置を決定すること

7 米国民の沖縄に有する権利利益の取扱いについて決定すること

8 IIに掲げる事項に關し基本方針を決定すること

II 日本政府がぎり決定すべきもの

1 施政権返還後に沖縄に設置すべき國の地方支分部局のあり方を決定すること

2 1の方針に基づき國の地方支分部局への事務移管の準備をする

(参考)

移管すべき國政事務	地方支分部局の名称	琉球政府の所掌部局の名称
1. 檢察に関する事務	地方検察庁(支部) 区検察庁	高等検察庁、地方検察庁(支部) 区検察庁
2. 縯正に関する事務	刑務所 拘置所(支所) 少年刑務所 少年院 少年鑑別所 保護観察所	沖縄刑務所他宮古、八重山 琉球少年院 琉球少年鑑別所 琉球保護観察所 法務局、法務支局 臨時土地調査庁
3. 戸籍、登記、訟務、人権擁護その他法務に関する事務	地方法務局(支局、出張所)	(金融検査庁-財務部の所掌の一部) (国有財産管理機関としては、米政府財産管理部)
4. 国有財産の管理に関する事務	財務部	主税局税務部、税關部、那霸
5. 關稅及びとん稅の賦課徵收並びに輸出入貨物の取締に関する事務	税關、(支署出張所) 輸出品検査所	税關、泊稅關、那霸空港税關、琉球物產検査所

(9)

日本

(10)

6 国税の賦課徴収に関する事務	税務署	主税局税務部、税務署	3 本土の制度との系列化又は結合の準備をすること
7 検疫に関する事務	検疫所(支所、出張所)	琉球検疫所	(1) 社会保険
8 らい療養所に関する事務	国立らい療養所	愛樂園、南静園	国民年金
9 農林統計等指定統計に関する事務	統計調査事務所	統計庁、地方統計調査事務所	厚生年金
10 動、植物防疫に関する事務	動物防疫所(支所) 植物防疫所(支所、出張所)	琉球動物検疫所 琉球植物防疫所	公務員退職年金、公務員共済組合 失業保険、船員保険、労災保険
11 国有林野事業に関する事務	管林局、管林署	農林局林務課 管林署	医療保険
12 海上保安に関する事務	海上保安部 海上保安署	警察局保安部保安課	(2) 金融機関
13 気象の観測に関する事務	地方気象台 海洋気象台 測候所	気象庁、気象台 測候所	ア 大衆金融公庫は、現行業務の内容に応じて中小企業金融公庫、 国民金融公庫、住宅金融公庫にそれぞれ分類吸収する。
14 郵政及び電気通信に関する事務	郵便局 <small>(管区単位の郵政局の 支局設置の必要性について検討の要あり)</small>	郵政庁郵政事業部 電気通信監理部 郵便局、電波監視所	イ 農林漁業中央金庫は業務内容に応じて農林中金、農林漁業金融公庫への吸収もしくは県信連(農協)、県漁連(漁協)を設立して引継ぐ。
15 職業の安定に関する事務	公共職業安定所	労働局職業安定部 公共職業安定所	(3) その他の公社等
16 労働基準の監督に関する事務	労働基準局 労働基準監督署 婦人少年室	労働局労働基準部 労働基準監督署	ア 沖縄下水道公社は県又は市町村の公営企業とする。 イ 琉球土地住宅公社は沖縄県住宅供給公社とする。 ウ 沖縄観光開発事業団は県出資の団体とする。 エ 琉球電々公社は日本電々公社に引継ぐ。 オ 沖縄放送協会はN.H.Kの支局とする。 カ 煙草製造会社はその施設の利用について専売公社が検討する。

キ 中小企業信用保証協会は沖縄県信用保証協会とする。

(参考) その他の公共的団体については、その自発的意思により全國組織への参加又は系列化を奨励するものとする。

ア 教育関係団体

育英会、私学振興会、学校安全会、学校給食会、公立学校共済会、教育長会、学校長会、教育委員長会、P.T.A連合会その他の教育関係団体、婦人団体連合会

イ 社会福祉関係団体

遺族連合会、傷夷軍人会、外地引揚者協会、社会福祉協議会、老人クラブ連合会、盲人福祉会、身障者連合会、肢体不自由児協会、「美容師連合会、理容師連盟、調理師協会、クリーニング組合連合会」、赤十字社、退職公務員連盟

ウ 卫生関係団体

医師会、歯科医師会、精神衛生協会、療友会、栄養士会、看護協会、肺ガン協会、薬剤師会、公衆衛生協会

エ 農林漁業関係団体

農協中央会、農協連合会、土地改良事業団連合会、畜産会、林業協会、糖業振興会、分蜜糖工業会、含蜜糖工業会、漁協連合会、遠洋漁協会(日本経銷漁協連)、水産協会、

漁船保険組合、産業開発青年協議会

オ 労働関係

労働金庫、産業安全協会

カ 経済関係

商工会議所、青年商工会議所、琉球工業連合会、経営者協会、中小企業連合会、生産性本部、貿易協会、経済開発研究所、酒造組合連合会、建設産業協議会、設計管理協会、建築士会、木材貿易協会、建材協会、木工業協会、コンクリートブロック工業協会、観光協会、観光連盟、銀行協会

4 沖縄県設置の準備をすること

(1) 琉球政府及び市町村間の事務配分を本土における事務配分に準じたものとし、併せて税源配分交付税率の引き上げを行なう。
(琉政からも市町村合併と併行して進める旨の意見あり)

(2) 琉球政府の組織、予算、定員等を国県事務に応じて区分するとともに県政事務を執行する組織体制を都道府県の例に準じて再編する。(琉政からも段階的再編の要ありとの意見あり)

(3) 琉球政府及び市町村の行財政制度を本土制度に準じて逐次整備し、行政水準の向上と財政運営の健全化を図る。

(4) 会計年度を本土の会計年度と同一にする。
(72年4月から実施が適当との琉政の意見あり、返還期日

との関連において検討。)

- (5) 租税制度を本土制度に準じて逐次整備することとし、国県市町村間の税源配分が異なるものは、本土制度に近づけ(県税は政府税に入れておく。)ておく。
- (6) 財務会計制度を本土制度と整一化する。(琉政からも行政組織の国県区分との関連で検討するとの意見あり)
- (7) 本土政府の琉球政府に対する財政援助の方式を本土の国県、市町村間の財政制度に準じて逐次合理化する。
- (8) 人事交流と研修による行政能力の向上をはかる。
- (9) 選挙法を改正し本土の公職選挙法と同一にする。
- (10) 警察制度を本土と整一化する。

- 5 施政権返還後の沖縄経済の構想を決定し、それに基づく施策を実施すること
- 6 各行政部門別に本土、沖縄の制度を比較し、次の措置の要否を決定すること

- (1) 施政権返還後若干の期間にわたり特例措置を必要とするもの
(参考) 例示すれば以下のとおり
 - (1) 国費自費留学制度を復帰後、若干の期間存続し定数を漸次減少する。(琉政から●要望あり。)
 - (2) 保健所業務として復帰後も診療業務を継続する。(琉政からも要望あり。)

- (3) 本土法上は資格のない医師、歯科医師の免許について特例を設け医介輔、歯科介輔による軽易な医療行為を暫定的に認める。(琉政からも要望あり。)
- (4) 自動車損害賠償保険制度について本土の制度にはない物損賠償制度を存続する。(琉政からも要望あり。)
- (5) 沖縄の経済的混乱をさけるため、物品税、消費税その他最小限の税制の特例措置を講ずる。(琉政からも要望あり。)
- (6) 急激な米価の引上げ及び米の供給体制の混乱をさけるため、本土の食糧管理法のうち特定の規定の適用を暫定期的に延期する。(琉政からも要望あり。)
- (7) 砂糖消費税の適用につき特例措置を講ずる。(琉政から●要望あり。)
- (8) 農地法について買収権限、権利移転制限、転用制限等の規定の暫定期的適用延期の特例措置を講ずる。
- (9) 農業災害補償制度の対象として、さび及びバインを加える等の特例措置を講ずる。(琉政から●要望あり。)
- (10) 法曹資格につき暫定的な特例措置を設ける。(琉政から●要望あり。)
- (11) 結核予防法における指定医療機関として、沖縄の民間

診療所を適用除外すること及び予防接種の対象からB。

①. Gの実施を除外する等の特例措置を講ずる。(琉
敵からも要望あり。)

(2) 施政権返還の際必要とする経過措置を検討するもの

(参考) 例示すれば以下のとおり

(1) 地方公共団体の設置、廃止

ア 沖縄県の設置

イ 市町村の設置

ウ 教育区の消滅

(2) 選挙により選ばれる公務員の地位

ア 国会議員(国政参加による代議員)

イ 県知事及び県議会議員(主席、立法院議員)

ウ 市町村長及び市町村議會議員

エ 中央、区、市町村教育委員(任命制へ切替え)

▼ (3) 琉球政府の行なつた行政行為の効力

ア 許可等の効力

イ 認可の効力(例 外資導入の認可)

ウ その他の行政処分(例 資格免許、登記、登録)

▼ (4) 裁判所の行なつた判決、行刑の効力

ア 民事訴訟(訴訟行為、裁判廻分その他の手続上の

行為)

イ 刑事訴訟(判決、行刑の効力)

ウ 行政訴訟

(5) 職員の身分の引継ぎ

ア 国政事務に従事する職員

イ 県政事務に従事する職員

の身分の引継ぎに関する服務

ウ 市町村事務に従事する職員

規則、格付け、給与法、恩給、退職手当、共済制度の
適用

エ 人員削減に伴う措置(退職手当法、失業保険法の適
用)

(3) 施政権返還までに「一体化」をすすめ、施政権返還時の摩擦と
混乱とを可及的に少なくすべきもの

(以上)

【備考】 ▼ Aは、奄美群島へ開拓する日本国とアメリカ合衆国との
間の協定、▼ Bは、南方諸島(沖縄諸島)へ開拓する
日本国とアメリカ合衆国との間の協定にみが争点と示す。